

第14回厚別区防犯ネットワーク会議

- 日 時 平成30年7月12日（木） 10時00分～11時30分
■場 所 厚別区役所2階 会議室C

次第

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 防犯ネットワーク会議のこれまでの開催経緯について
- 4 代表・副代表互選
- 5 報告
平成30年度厚別区防犯教室開催結果について
- 6 意見交換
事件等発生時の連絡体制について
- 7 その他
- 8 閉会

《配布資料》

- ・資料1 平成30年度厚別区防犯ネットワーク構成員等一覧
- ・資料2 平成30年度厚別区防犯教室開催結果について
- ・資料3 子ども110番の家の登録について
- ・資料4 防犯カメラ概要紹介
- ・資料5 厚別区防犯ネットワーク規約

平成30年度厚別区防犯ネットワーク会議構成団体

資料1

氏名	所属団体	所属役職	備考
千葉 智明	小学校長会厚別支部	防犯ネットワーク担当	◎当ネットワーク代表（予定）、厚別通小学校校長
佐藤 圭介	厚別区PTA連合会	会長	○当ネットワーク副代表（予定）
畠山 清子	厚別中央地区まちづくり会議		厚別中央町内会連合会防犯防災副部長
藤島 敬久	厚別南まちづくり会議	防犯・安全対策部会	上野幌中央第六町内会会長
横山 正則	厚別西地区まちづくり会議		森林公園町内会 防犯防災部長
橋本 泰夫	もみじ台まちづくり会議		もみじ台みなみ自治会会長
朝日 俊則	青葉地区まちづくり会議		青葉13町内会会長
栗原 佐外夫	厚別東地区まちづくり会議		厚別東町内会連合会交通安全部長
西根 由美子	厚別区民生委員児童委員協議会		厚別中央地区民生委員児童委員協議会
野川 順子	厚別区青少年育成委員会連絡協議会	副議長	
山本 康次	札幌市厚別区保護司会	副会長	
大川 博	厚別区中学校長会	防犯ネットワーク担当	もみじ台南中学校校長
田中 昭夫	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	支部会長	
原田 剛	北海道札幌方面厚別警察署	生活安全課	
神 昭一	厚別警察署少年補導員連絡協議会	会長	
川内 孝二	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	第二本部営業一部札幌第三販売課長	後援・支援団体
河西 敬志	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	広報・CSR推進課長	後援・支援団体
阿部 武仁	厚別区役所	市民部長	
山田 直樹	札幌市厚別東児童会館	館長	関係者

平成30年度 厚別区防犯教室 実施報告

【実施プログラム】

「うさぎママのパトロール教室」による体験型防犯プログラム

【講 師】

- ・うさぎママのパトロール教室 主宰 武田 信彦
- ・ワークショップファシリテーター 小林真梨恵
- ・ワークショップファシリテーター 中谷 弥生

【目 的】

- ・子どもが、身を守るコツ、助けを呼ぶコツ、逃げるコツなどの「自分を守るための知識」を学ぶ
- ・小学校において「安全」をテーマに、各世代がつながり合える「場づくり」を行う
- ・「子ども」、「大人」、「地域」のそれぞれが持つ安全力を高め、連携する

【参加者】

小学校児童、交通安全指導員、地域住民等

【内 容】

プログラムでは、予防の力（よくみる、よくきく）、対処の力（にげる、つたえる）を「クイズ」と「ゲーム」で確認し、身に付ける。

【実施日時・実施校・参加者数】

もみじの丘小学校（体育館）

平成30年 6月27日（水） 8:45～ 9:30（1～3年生、135名）

9:35～10:20（4～5年生、142名）

地域住民5人

場面写真



一人にならないことの重要性を説明



「だるまさんが転んだ」をとおして周りを良く見ることを説明



大きな声で「助けてー！」と叫ぶ練習



全員で「だるまさんが転んだ」を実演



不審者に声をかけられてもついて行かないことを説明



地域で見守りしている人との顔合わせと感謝を伝える

平成30年 6月11日

札幌市子ども110番の家支援事業
既登録実施団体 様

平成30年度札幌市子ども110番の家支援事業登録意向及び変更の有無の確認について

日頃より本市の安全で安心なまちづくりにご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本市における犯罪認知件数は、平成13年から16年連続して減少傾向となっているところですが、不審者等による子どもを対象とした声かけ事案は、残念ながら依然として多発している状況となっておりますとともに、最近の報道等から本市におきましても、地域における防犯への取組に対する意識が高まっているところでございます。

こうした状況の中、本市では地域で防犯の取組を行う皆様への支援策の一つとして「札幌市子ども110番の家支援事業」を平成27年度より行っており、平成29年度末でおよそ8,600世帯の方にご登録をいただいているところでございます。

「子ども110番の家」は、子どもの身の危険を守るだけでなく、団体として行う事で犯罪者が入り込みにくい地域づくりにも役立つものとして全国的にも広がっている取組であり、本市におきましても引き続き推進してまいりたいと考えているところでございます。

地域における安全で安心なまちづくりのため、今後も格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. お願いしたい事項

「札幌市子ども110番の家支援事業」への登録の意向及び変更の有無についてお知らせ願います。

2. 実施方法

別紙「登録の意向および更新等に係る実施要領」のとおり

3. 提出期限

7月31日（火）までに、最寄りのまちづくりセンターを通じ、市民文化局地域振興部区政課あて、別紙「意向等確認書」及び関係書類を提出願います。

※ 提出期限以後に提出いただいた方につきましては、見舞金保障の適用は次年度以降となりますが、手引きおよびステッカーの交付は随時可能となっております。

【問い合わせ】

札幌市市民文化局地域振興部区政課

後藤・西中・仙石 TEL011-211-2252 FAX011-218-5156

防犯カメラの設置費用を助成します

～札幌市安全で安心な公共空間の整備促進事業～

札幌市では、町内会等が安全で安心な地域の実現を目指して、地域において行っている自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい環境整備を進めるため、町内会等に対し、防犯カメラの設置に要する経費の一部を助成します。

対象団体

札幌市内の単位町内会・自治会および連合町内会（商店街振興組合等の商店街団体を除く。）

対象となる防犯カメラ

次の要件を全て満たすカメラが対象となります。

- ・街頭犯罪の発生を抑制することを目的とするもの（不法投棄の監視のみを目的としたものを除く）
- ・公道または公道に面した公園など公共空間を撮影するもの
- ・録画機能があり、特定の場所に継続して設置するもの



※録画機能のないダミーカメラや施設管理用などの防犯目的でないカメラは対象外です。

対象となる経費

- ・防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費
- ・防犯カメラを構成する機器の設置、工事および表示板に係る経費

※設置後の保守点検費や電気代などの維持管理経費は対象外です。

補助上限額

防犯カメラ1台の設置につき16万円（※1単位町内会につき4台まで）

注意点

維持管理費

防犯カメラは設置後、電気代や保守点検費用などランニングコスト等が必要となります。申請に当たってはこの点を含めて検討をお願いします。（詳しくは専門業者等にご相談ください。）

適切な運用

- ・札幌市では管理運用体制や画像の適正な利用等、運用に必要な項目をまとめた「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、適切な維持管理を行ってください
- ・ガイドラインは、札幌市ホームページの中で紹介しております
(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/camera/index.html>)

設置場所について

- ・民有地内への設置が原則となります

※土地所有者の同意が得られない場合等のやむを得ない事情がある場合には、道路上に防犯カメラを設置することが可能かどうかを区の土木センターに相談し、道路占用許可手続きを経て設置できる場合があります（ただし、内容によっては認められない場合がございます）。

- ・撮影範囲に住宅や店舗などが入る場合は、その住宅、店舗などに事前に説明し、同意を得ておく必要があります

補助金交付までのおおまかな流れ

1. 事前準備

- ・ 設置場所、撮影範囲を警察署と相談して下さい（①警察との協議結果報告書、見取図）
- ・ 民有地内の設置について土地所有者と相談して下さい（②土地使用承諾書）
- ・ 収支計画を作成して下さい（③収支予算書）
- ・ 管理責任者や画像の提供等を記した運用基準を作成して下さい（④管理運用基準）
- ・ 設置にあたり、地域の合意形成を取って下さい（⑤議事録等）
- ・ 役員名簿、町内会規約をご用意ください（⑥役員名簿 ⑦規約（会則））

○見積の徴取

- ・ 設置に係る経費（機器購入費、工事費用等）の見積もり額について電気店や専門業者等と相談して下さい（⑧見積書、⑨仕様書・カタログ）

※道路上へ設置する場合（⑩土木センターとの協議確認書）

※電柱に設置する場合（⑪「共架可否判定結果（ほくでん、NTTが作成）」もしくは、①の見取図に電柱所有者が取付可能の旨を記載・押印したもの

2. 補助申請

- ・ 申請書に上記①～⑨を添えて、区役所へ提出して下さい
 - ・ 上記に加え、道路上へ設置する場合は⑩を、電柱へ設置する場合は⑪も必要となります。
- ※設置場所は民有地であるが、防犯カメラ本体が道路空間に係る場合や電柱が民有地内にある場合は⑩も必要となります。

3. 市より補助金交付決定通知書を送付します。

※（道路に設置する場合）道路占用許可手続き

- ・ 土木センターへ道路占用許可申請を行う（⑫道路占用許可書の写し）

※（電柱に設置する場合）共架契約手続き

- ・ 電柱所有者（ほくでん・NTT）へ共架許可申請を行う（⑬共架契約書の写し）

※申請時に（⑪「共架可否判定結果」を受領していない場合、あわせて作成してもらってください。

機器の購入、取付工事の実施

- ・ 取付工事完了後、電気店や専門業者等から領収書を受領してください（⑭領収書）
- ・ 設置現場の現況写真と収支決算書を添えて実績報告を行ってください（⑮実績報告書・⑯設置後の現況写真・撮影画像・⑰収支決算書）

4. 実績報告書の提出

- ・ 上記⑭～⑰を区役所へ提出して下さい。

※道路の場合は⑫、電柱の場合は⑪（未提出の場合）、⑫、⑬をあわせて提出してください

5. 市より補助金額確定通知書を送付します。

6. 請求書の提出

- ・ 補助金額確定通知書と合わせて送付される請求書に必要事項を記入して提出してください。（⑱請求書）

厚別区防犯ネットワーク規約

(設置及び目的)

第1条 厚別区防犯ネットワーク（以下「防犯ネットワーク」という。）は、防犯関係団体、地域住民及び行政など関係機関との連携と協働により安全で安心なまちづくりを進めることを目的として、あつべつ区民協議会内に設置する。

(組織)

第2条 防犯ネットワークは次の団体・機関等により組織し、必要の都度追加できることとする。

2 構成団体は次のとおりとする。

ア 各地区まちづくり会議

イ 厚別区民生委員児童委員協議会

ウ 厚別区青少年育成委員会連絡協議会（厚別区青少年健全育成事業推進会）

エ 小学校長会厚別支部

オ 厚別区中学校長会

カ 厚別区PTA連合会

キ 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会厚別区支部

ク 北海道札幌方面厚別警察署

ケ 厚別警察署少年補導員連絡協議会

コ 札幌市厚別区保護司会

サ 札幌市厚別区役所

3 防犯ネットワークの運営及び活動にあたり、次の関係機関等と連携し支援を得る。

ア 後援・支援団体

北海道コカ・コーラボトリング(株)

イ その他の団体

防犯ネットワークが、その運営及び活動にあたり必要とする団体については、その都度協議のうえ招聘する。

(防犯ネットワークの事業)

第3条 当防犯ネットワークは、参加する団体の情報交換及び相互交流の場とし、次の活動を実施する。

(1) 防犯団体の情報交換、防犯情報の共有

(2) 定期刊行物の発刊

(3) 厚別区ホームページへの防犯情報の掲載

(4) 防犯講演会の開催等

(5) その他、防犯ネットワークの目的達成のために必要な活動

(代表及び副代表)

第4条 防犯ネットワークの代表及び副代表は防犯ネットワーク内での互選とする。

2 代表は、防犯ネットワークを代表し、運営及び活動を総理する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

(顧問)

第5条 防犯ネットワークに顧問を置くものとし、厚別区長及び厚別警察署長とする。

(会議)

第6条 防犯ネットワークを運営するため、「防犯ネットワーク会議」を置く。

2 防犯ネットワーク会議は、代表が招集する。

3 代表は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

4 会議の参加者は各防犯関係団体の代表が指名する者とする。

5 防犯ネットワーク会議では、事業計画、第3条に規定する活動等について審議する。

(事務局)

第7条 防犯ネットワークの運営を円滑に行うため事務局を置く。当事務局は当面の間、札幌市厚別区市民部総務企画課内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、防犯ネットワークの組織及び運営について必要な事項は代表が定める。

この規約は平成24年3月1日から実施する。

この規約は平成27年7月17日から実施する。

この規約は平成28年7月21日から実施する。

この規約は平成28年12月8日から実施する。